

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 題名及び目的の改正

自動車排出粒子状物質について所要の措置を講ずることとする等に伴い、題名及び目的について所要の改正を行うこと。

第二 自動車排出粒子状物質に係る措置

特定の地域について自動車排出粒子状物質の総量の削減を図るため、以下の措置を講ずることとする。

一 国は、特定の地域について、自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を定めるものとする。 (第八条関係)

二 都道府県知事は、特定の地域にあつては、一の基本方針に基づき、自動車排出粒子状物質の総量の削減に関し実施すべき施策に関する計画を定めなければならないこと。 (第九条関係)

三 環境大臣は、自動車排出粒子状物質が特定の地域における大気汚染の主要な原因となる自動車について、粒子状物質の排出量に関する基準を定めなければならないこと。 (第十二条関係)

第三 事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する措置

一 事業所管大臣は、窒素酸化物総量削減基本方針及び粒子状物質総量削減基本方針に基づき、自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質 (以下「自動車排出窒素酸化物等」という。) の排出の抑制のために必

要な措置に関し、事業者の判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）を定めるものとする。 （第十五条関係）

二 都道府県知事は、判断基準を勘案して、事業者に対し必要な指導及び助言をすることができるとすること。 （第十六条関係）

三 特定の自動車を一定台数以上使用する事業者は、判断基準において定められた自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために計画的に取り組むべき措置の実施に関する計画を都道府県知事に提出しなければならないこととする。同時に、自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施に関し都道府県知事に報告しなければならないこととする。 （第十七条及び第十八条関係）

四 三の事業者に対する勧告、命令等について所要の規定の整備を行うこと。 （第十九条及び第二十条関係）

五 都道府県知事は、三の計画の提出及び報告に係る事項を環境大臣に通知するものとし、環境大臣は当該通知に係る事項を事業所管大臣に通知するものとする。 （第二十一条関係）

六 自動車運送事業者等についての二から四までの規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「国土交通大臣」とすること。 （第二十二条関係）

第四 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。 （第二十八条から第

三十条まで関係)

第五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 附則関係

一 この法律の施行期日について定めること。(附則第一条関係)

二 経過措置等について所要の措置を講ずること。(附則第二条及び第三条関係)

条関係)

三 関係法律について所要の改正を行うこと。(附則第四条及び第五条関係)

係)